個人情報取扱特記事項

(基本事項)

第1条 この契約により、秀長さんプロジェクト推進協議会(以下「甲」という。)から事務の委託 を受けた者(以下「乙」という。)は、この契約による事務を処理するに当たり、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(秘密の保持)

- 第2条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人 に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。
- 2 乙は、この契約による事務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による事務に係る個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、 又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。
- 3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様と する。

(厳重な保管及び搬送)

第3条 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、 き損その他の事故を防止するため、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めな ければならない。

(再委託の禁止)

- 第4条 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による個人情報の処理を 自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。 (委託目的以外の利用等の禁止)
- 第5条 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係 る個人情報を当該事務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供しては ならない。

(複写及び複製の禁止)

第6条 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(事故発生時の報告義務)

第7条 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じる おそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、その指示に従わな ければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様と する。

(個人情報の返還又は処分)

第8条 乙は、この契約が終了し、又は解除されたときは、この契約による事務に係る個人情報を、速やかに甲に返還し、又は漏えいしない方法で確実に処分しなければならない。

(措置事項に違反した場合の契約解除及び損害賠償)

- 第9条 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、 契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。 (その他)
- 第10条 乙は、前各条までに掲げるもののほか、個人情報の適正な管理のため に必要な措置を講じなければならない。